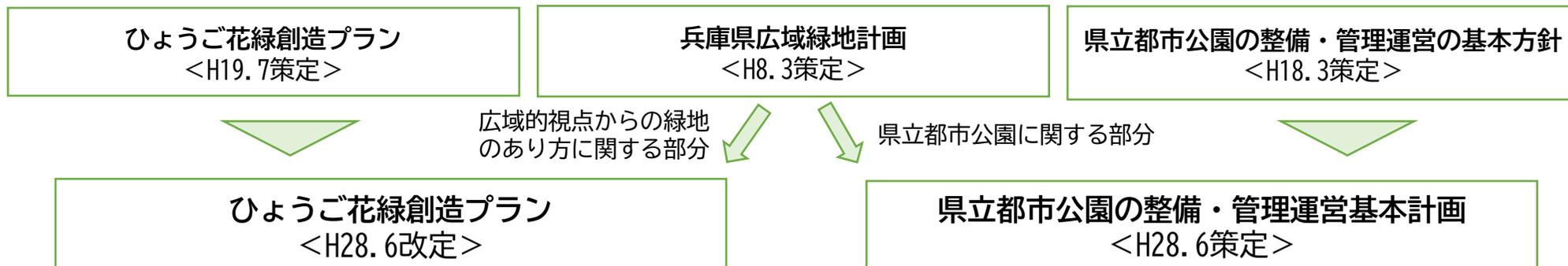


「ひょうご花緑創造プラン」の 「緑の広域計画」(R9策定)への統合について

「ひょうご花緑創造プラン」と「緑の広域計画」との関係

- ▶ 現行のひょうご花緑創造プランは、平成28年度の改定時、兵庫県広域緑地計画※¹の要素を統合して※²策定された経緯がある。

緑に関する計画 策定の経緯



※¹ 広域緑地計画…

建設省（当時）の通達に基づき、「兵庫県広域緑地計画」として平成8年3月に策定。一つの市町の範囲を越えた広域的な視点で、都市公園等の緑地整備、市街地の緑地保全に関する施策や目標を示した計画。平成28年度に本プランを改定した際、広域緑地計画の要素を一部に盛り込んでいる。

※² 広域緑地計画の要素がある箇所…

ひょうご花緑創造プラン 『第3章 目標』 3-1 基本目標（市街化区域・人口集中地区の緑地割合）（p.15）、花緑ネットワーク図等（p.17～18）

- ▶ 今般、都市緑地法が改正され（R6.11施行）、都道府県は同法に基づき「緑の広域計画」を定められることとなったが、当該計画についてはその位置づけや性格が本プランと異なる要素がある。



両計画の関係性・位置づけや、花緑検討小委員会意見を踏まえ、改定・策定方法について検討

	ひょうご花緑創造プラン	緑の広域計画
根拠等	－（任意計画）	都市緑地法第3条の3（法定計画）
対象区域	県全域	主として都市計画区域
内容・性格	<ul style="list-style-type: none"> ○県民、民間企業、行政など、多様な主体によって花と緑によるまちづくりを推進するための理念、目標、施策等を定める。 ○主として県民等に向けた行動指針としての性格を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法では以下の事項を定めることとされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全・緑化の目標 ・緑地の配置の方針、緑地保全・緑化推進の方針 ・緑地保全・緑化推進のための施策 ・都市公園の整備及び管理に関する事項 ・緑地保全地域内における行為の規制、基準等 ・特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項 等 ○「緑地の配置の方針」等の概念や、緑地保全に関する規制など、都市計画的な性格を有する。

改正都市緑地法に基づく「緑の広域計画」について

- 都道府県においては、これまで通達等に基づき策定された「都道府県広域緑地計画」があったが、法律に基づく計画制度はなかった。
- 令和6年の都市緑地法改正により、
 - ・国は「緑の基本方針」（「基本方針」）を策定する
 - ・都道府県は基本方針に基づき「緑の広域計画」（「広域計画」）を策定できる
 - ・従来からあった市町村における「緑の基本計画」は基本方針に基づくとともに広域計画を勘案することになった（R6.11施行）。

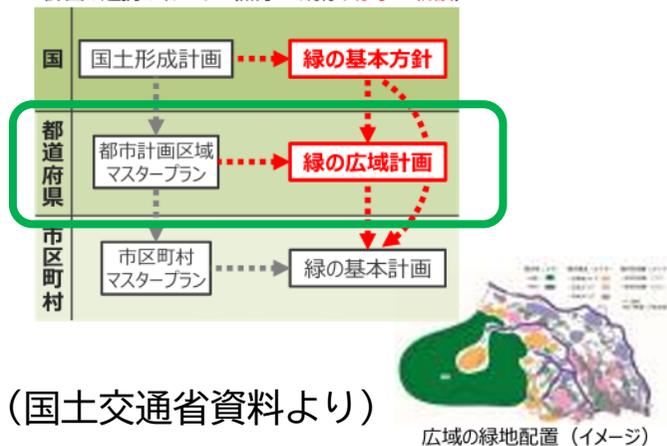
背景・必要性

- 都市における緑地の重要性や、緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保の必要性の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、国が目標や官民の取組の方向性を示す必要。
- また、市区町村をまたがるような広域性・ネットワーク性を有する緑地を、総合的・計画的に保全・創出する必要。

概要

- 国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
（基本方針に定める内容のイメージ）
 緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- 都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



（国土交通省資料より）

広域の緑地配置（イメージ）

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

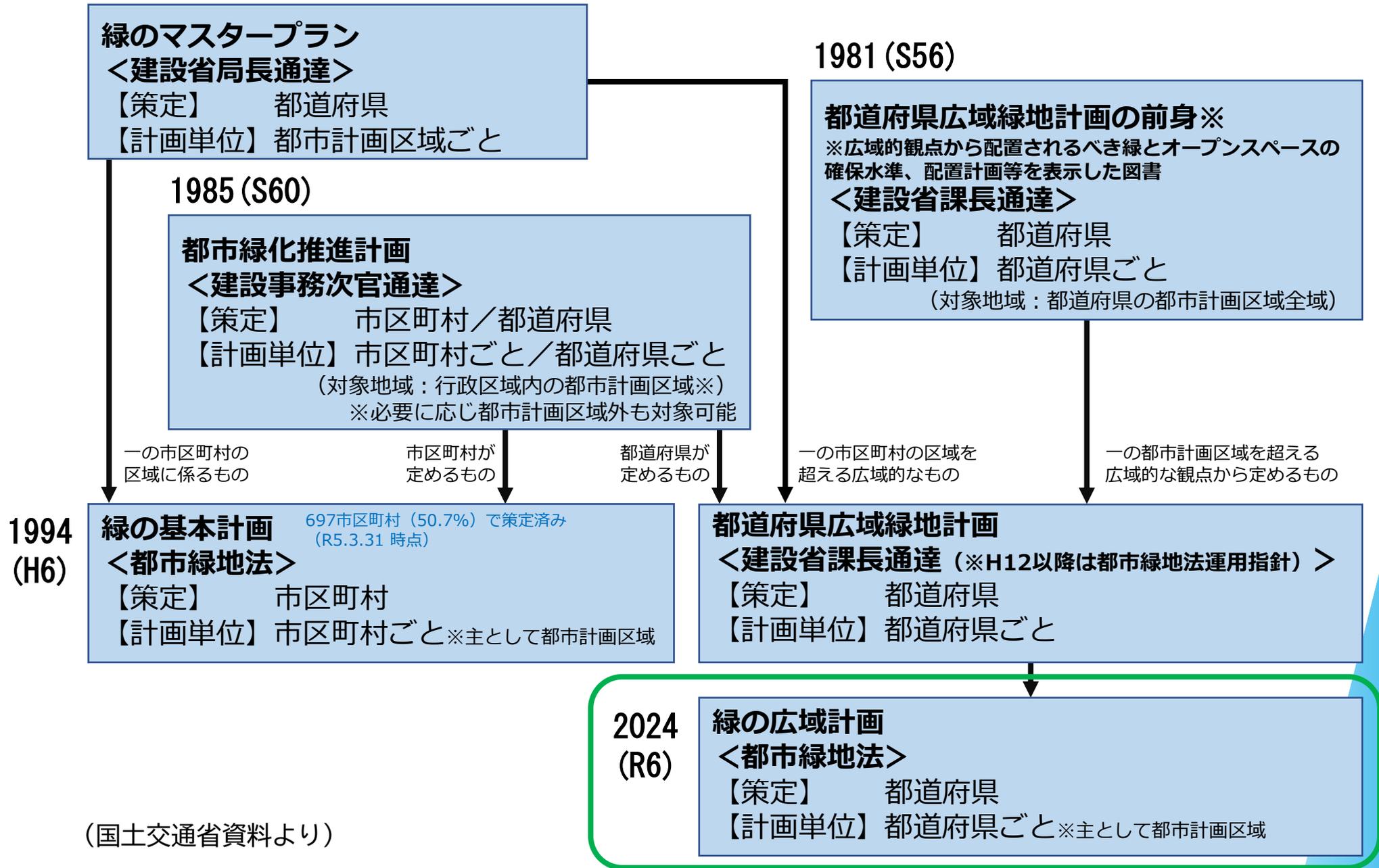
背景・必要性

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要。

概要

- 都市計画を定める際の基準に、「（緑地を含む）自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け。
 →都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

(参考) 緑に関する計画制度の変遷



(国土交通省資料より)

「緑の広域計画」の対象地域、定めるべき事項等

(都市緑地法)

- 対象は主として都市計画区域
- 広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定める
 - 1 緑地の保全及び緑化の目標
 - 2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
 - 3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
 - 4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
 - 5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準
 - 6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
- 景観計画との調和、都市計画区域マスタープランへの適合等が求められる
- 計画策定にあたっては、公聴会開催その他の住民意見反映の措置、関係市町村の意見聴取を行う

(都市緑地法運用指針)

- これまで任意に策定された都道府県広域緑地計画については、法に定める手続を経て、広域計画として位置づけることが可能。その際、基本方針に照らして、必要に応じて計画の充実を図ることが望ましい
- 道路、河川、海岸、その他の公共公益施設等の緑化及びグリーンインフラとしての活用の方向性については積極的に位置づけることが望ましい
- 森林の整備等の農林水産関連の施策を定めるものではない（都市農業振興施策は除く）

「緑の基本方針」(R6.12策定)の「都道府県における広域計画の策定に関する基本的な事項」

赤字…ひょうご花緑創造プランの内容と関連・重複がある部分

全体的な内容

1 緑地の保全及び緑化の目標

- 郊外部も含め広域的な見地から目標を設定
- 基本方針の緑被率、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等の目標を踏まえ、都道府県の実情に応じた適切な目標等を設定

2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

- 都道府県における都市緑地政策の理念やネットワーク形成の観点から広域的・骨格的な緑地の配置の方針を定める
- 広域的な課題に対して緑地が果たす役割を示しつつ、各種事業と相互に連携できるように都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針等を設定

3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

- 広域的な見地から目標を実現するため、水と緑のネットワーク形成や生物多様性の確保、防災・減災等に資する都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区の指定・拡大、公共公益施設や民有地の緑化の支援、普及啓発・環境教育、民間企業やNPO法人、住民等の多様な主体との連携等に関する施策の展開方策について定める
- 市町村との連携が重要であることから、市町村における基本計画の検討や充実の参考となる観点や施策の具体例等についても定める

個別施策

4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

- 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等を定める
- 民間活力により都市公園の質の向上と公園利用者の利便の向上を図る観点から、官民連携の方針についても定める

5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準

- 町村の区域内の緑地保全地域における行為の規制又は措置の基準について、緑地の実情に応じて個別に定める

6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

- 土地の買入れについて都道府県と市町村の役割分担を定めるとともに、買入れた土地の管理の方針を定める

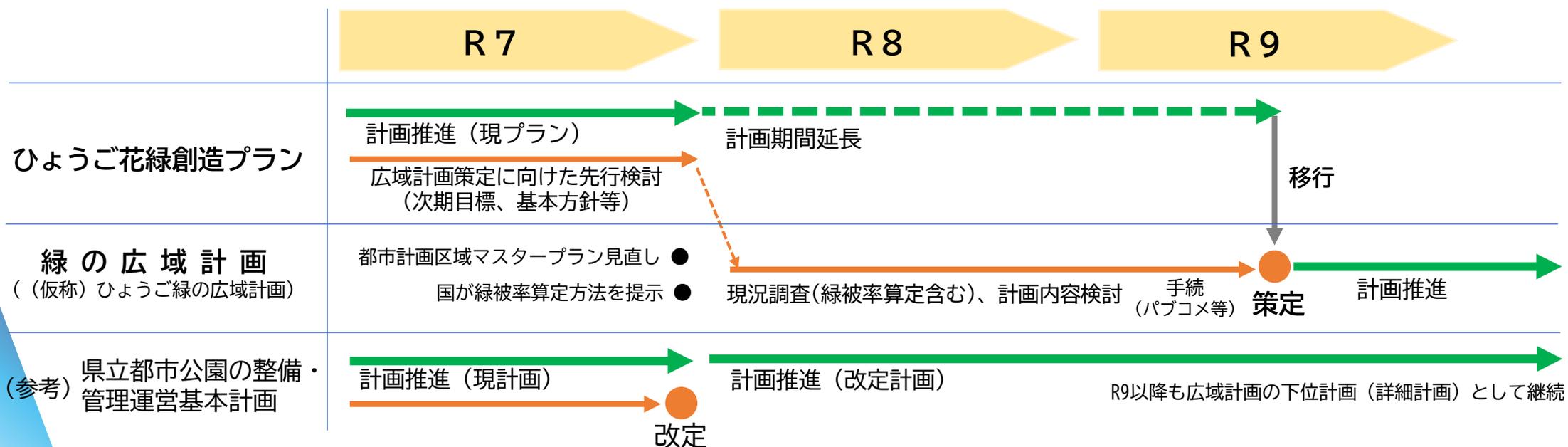
7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項

- 広域計画の策定に当たって幅広い意見を踏まえた議論をするとともに、策定した広域計画や施策の進捗状況について分かりやすい形で積極的に公表し、周知を図る

(国土交通省資料より)

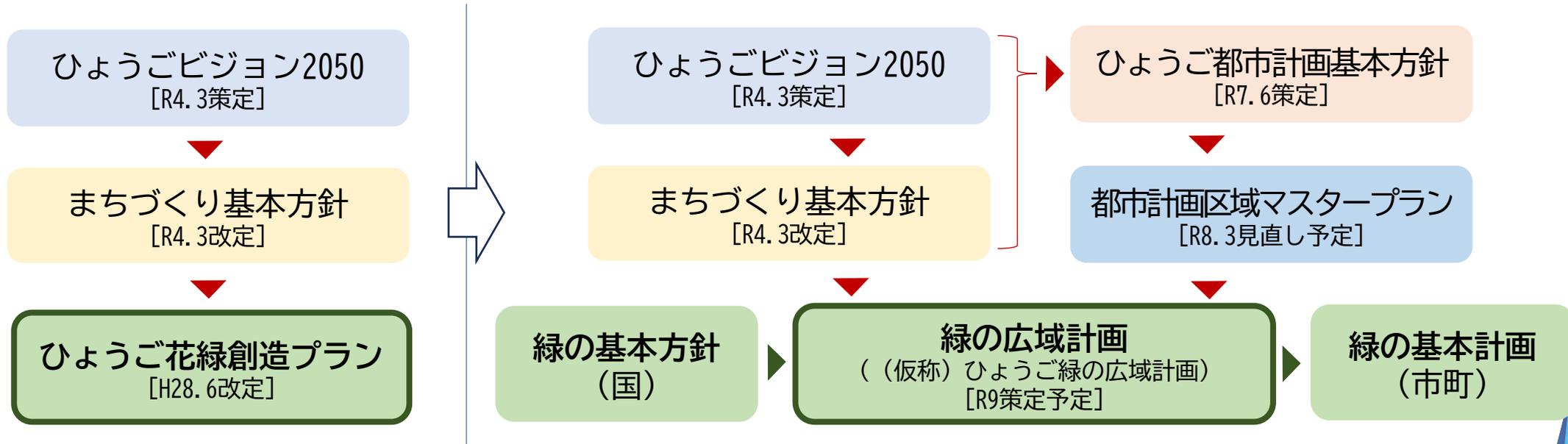
「ひょうご花緑創造プラン」の「緑の広域計画」(R9策定)への統合

- ▶ 「ひょうご花緑創造プラン」と「緑の広域計画」は、法的位置づけの有無や性格が異なる部分があるが、緑地割合（緑被率）の目標や緑地保全・緑化推進に関する施策などにおいて関連・重複する部分もあることから、計画の一本化による県民にとっての分かりやすさも考慮し、**統合して策定**することとする。
 - ▶ 「緑の広域計画」は、適合が求められている都市計画区域マスタープランが今年度（令和7年度）末に見直されること、また、緑被率の算定方法が今年度末に国から示される予定であることを踏まえ、**令和8年度に緑被率算定や現況調査を実施した上で、令和9年度中に策定**する。※計画期間：令和9年度から10年間（予定）
 - ▶ 「ひょうご花緑創造プラン」は、現行プランの計画期間が今年度（令和7年度）までとなっていることから、**令和9年度まで計画期間を延長**し、「緑の広域計画」策定後、同計画に移行する。
- 〔 ・ 令和7年度は現行プランの評価を行うとともに、広域計画の策定に向け、プランの所掌分野（県民、民間企業等の参画と協働による花と緑のまちづくり）に関する次期目標、方針、推進方策等の検討を先行的に行うこととする。 〕



(参考) 関係計画との関係

関係計画との関係 概念図



ひょうご花緑創造プラン

- ・ 県民のゆたかな暮らしの実現に向け、県民、民間企業、行政の参画と協働による花と緑のまちづくりの方向性を示すことを目的としており、都市計画的な視点は含まれていない。
- ・ 任意計画であり、国や市町の計画等とは直接的な関係はない。

緑の広域計画

- ・ 緑豊かな都市の実現に向け、緑地を質・量両面で確保するにあたって、緑地の配置やネットワーク形成の方向性を示すとともに、県立都市公園や複数市町にまたがる大規模緑地等について総合的かつ計画的に保全・創出の取組を行うことを目的としており、都市計画区域マスタープランへの適合が必要とされている。
- ・ 都市緑地法に基づく計画であり、法において、広域計画は国の「緑の基本方針」に基づき策定、市町村の「緑の基本計画」は広域計画を勘案して策定することとされている。

「緑の広域計画」策定のイメージ

	広域計画に定める事項 (都市緑地法)	国「緑の基本方針」で「定めることが望ましい」とされた内容 赤字…ひょうご花緑創造プランの内容と関連する部分
1	緑地の保全及び緑化の 目標	都道府県の実情に応じた適切な目標及び関連する指標 (基本方針で示した緑被率、気候変動対策、生物多様性確保、Well-being向上等の目標を踏まえる)
2	緑地の保全及び緑化の 推進の 方針 に関する事項	○広域的・骨格的な緑地※配置の方針 ※都市公園、複数の市町村にまたがる河川敷緑地、大規模な特別緑地保全地区や風致地区 等 ○都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針 (+緑地が果たす役割) ○民間企業や NP0 法人、住民等と連携した緑地の管理・運営の方針
3	緑地の保全及び緑化の 推進のための 施策 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑のネットワーク形成や生物多様性の確保 ・防災・減災等に資する都市公園の整備・管理 ・緑地保全地域の指定、特別緑地保全地区の指定・拡大 ・公共公益施設や民有地の緑化の支援 ・緑地の保全及び緑化の推進のための普及啓発・環境教育 ・都市緑化基金の活用 ・民間企業や NP0 法人、住民等の多様な主体との連携・協働を促進する仕組みの構築 ・流域治水等の関連施策との連携 等 <p>に関する施策の展開方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における基本計画の参考となる観点や施策の具体例等
4	都道府県の設置に係る 都市公園の整備及び管理に関する事項	都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等 ←
5	町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準	緑地保全地域(注)内における行為の規制又は措置の基準 (注)・都市計画法の地域地区として、都道府県(市の区域内にあっては、当該市)が決定 ・緑地保全地域が定められた場合、都道府県又は市は当該緑地保全地域内の緑地の行為の規制又は措置の基準を定める
6	特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項	特別緑地保全地区(注)内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理の方針 (注)・都市計画法の地域地区として、市町村(10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県)が決定 ・土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県(市の区域内にあっては当該市)に対して、土地の買入れの申し出が可能

広域計画策定に先立ち、R7はこれまで花緑創造プランが扱ってきた分野(県民や民間企業等の参画と協働による緑化推進、維持管理推進等)に関する次期目標、方針、推進方策等を先行的に検討

検討結果を広域計画策定時に活用・反映

広域計画としては、R8に現況調査(緑被率算定含む)を実施した上で内容を検討→R9に策定

R7に改定する県立都市公園の整備・管理運営基本計画の内容を反映

(県内には緑地保全地域なし)

(県内には県が規制主体となる特別緑地保全地区なし)

花緑検討小委員会 (令和6年3月5日設置) の運営

1 設置趣旨

県民緑税を充当して実施している「県民まちなみ緑化事業」(第4期)の評価・検証と、県内の花と緑の取組の方向性を示す「ひょうご花緑創造プラン」の改定について、まちづくり審議会の部会として「花緑検討小委員会」を設置して審議を行う。

2 検討事項

(1) 県民まちなみ緑化事業(第4期)の評価・検証

- ・事業実績や現地調査、アンケートなどから事業効果を評価・検証
- ・課題の整理と次期の事業展開に向けた検討 等

(2) ひょうご花緑創造プランの改定

- ・現プランの達成状況の評価・検証
- ・新プランの方向性及び取組目標に係る指標の検討 等

3 開催回数 令和6～7年度 計87回予定

令和7年度の開催回数を4回→3回に変更

「緑の広域計画策定に向けた検討」として調査審議
→とりまとめた検討結果を広域計画の策定時に活用・反映

4 委員 (令和7年7月現在 / 五十音順 (○:委員長))

氏名(敬称略)	職名	分野	備考	就任期間
赤澤 宏樹	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	住民参画・地域計画	専門委員	令和7年5月1日～
新保 奈穂美	東京大学 空間情報科学研究センター 准教授	緑地計画	まちづくり審議会委員	令和6年3月5日～
龍見 奈津子	一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ 代表理事	地域活性化	まちづくり審議会委員 (公募委員)	令和6年3月5日～
○平田 富士男	兵庫県立大学 名誉教授	緑化政策	専門委員	令和6年3月5日～
山田 宏之	大阪公立大学大学院 農学研究科緑地環境科学専攻 教授	都市緑化	専門委員	令和6年3月5日～

※退任委員

氏名(敬称略)	職名	分野	備考	就任期間
藤本 真里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授 (尼崎21世紀の森づくり協議会委員)	住民参画	専門委員	令和6年3月5日～ 令和7年3月13日

花緑検討小委員会 検討経過と今後のスケジュール（案）

年度	開催日	会議名称	内容		備考
R5	令和6年3月5日	まちづくり 審議会	諮問（①県まち事業(第4期)評価・検証、②ひょうご花緑創造プラン改定） 花緑検討小委員会の設置		
R6			【①県まち事業(第4期)評価・検証】	【②ひょうご花緑創造プラン改定】	
	5月29日	第1回 小委員会	県まち事業(第4期)・現行プランの概要、主な論点、検討の進め方 等		
	8月23日	第2回 小委員会	県民モニター調査の結果、 第4期事業の実施状況と課題、 アンケートの実施方法と設問		
	12月24日	第3回 小委員会	アンケートの結果、 次期事業の方向性、 評価・検証報告書(素案)		
	2月19日	第4回 小委員会	評価・検証報告書(案)	次期プランの方向性等の検討	
R7	5月19日	まちづくり 審議会	審議会に検討状況を報告		↑ 県まち事業(第5期) に向けた制度検討・ 予算協議 ↓
	7月15日	第5回 小委員会	審議会への報告結果(報告) 第5期事業の制度見直し内容(報告)	プラン改定の方針(緑の広域計画への統合)、 次期目標、方針、推進方策(検討案) 等	
	9月	第6回 小委員会	令和7年度開催回数:4回→3回に変更		県議会(9月定例会) 改正条例案(緑税延長)上程
	11月	第7回 小委員会	「高質な緑化」認定基準(案)	現プランの進捗状況と評価、 次期目標、方針、推進方策(素案) 等	
	2月	第8回 小委員会		次期目標、方針、推進方策、施策例(案) 等	R6.3の諮問に対する花緑検討 小委員会としての調査審議終了
	3月	まちづくり 審議会	答申（①県まち事業(第4期)評価・検証、 ②ひょうご花緑創造プラン改定(緑の広域計画としてR9に策定)）		
			(仮) 諮問（「緑の広域計画」策定） + 計画策定のための部会設置(～R9まで)		緑の広域計画の審議会におけ る調査審議方法は別途検討